

令和6年6月

長門市議会定例会

議案参考資料

目 次

議 案

- 第4号 長門市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 . . . 1
- 第5号 長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例 . . . 3
- 第6号 長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 . . . 4
- 第7号 長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例 . . . 5
- 第8号 長門市地域包括支援センターの運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 . . . 6
- 第9号 和解及び損害賠償の額を定めることについて . . . 7
- 第10号 山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について . . . 8

長門市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

1 趣旨

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に準じ、同法が適用されない条例等に基づく手続等について、これまでの書面での手続等に加え、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うことができるようにするため、所要の条例整備を行う。

2 条例の概要

(1) 電子情報処理組織による申請等（第3条関係）

他の条例等により書面等で行うことが規定されている申請等について、当該他の条例等の規定に関わらず、オンラインによる申請等（手数料等の納付を含む）を行うことができる。

(2) 電子情報処理組織による処分通知等（第4条関係）

他の条例等により書面等で行うことが規定されている処分通知等について、当該他の条例等の規定に関わらず、オンラインによる処分通知等を行うことができる（処分通知等を受ける者が同意する場合に限る）。

(3) 電磁的記録による縦覧等（第5条関係）

他の条例等により書面等で行うことが規定されている縦覧等について、当該他の条例等の規定に関わらず、電磁的記録により行うことができる。

(4) 電磁的記録による作成等（第6条関係）

他の条例等により書面等で行うことが規定されている作成等について、当該他の条例等の規定に関わらず、電磁的記録により行うことができる。

(5) 適用除外（第7条関係）

申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要がある場合や、既に他の条例等によりオンラインによる申請等が規定されている手続等について、(1) から (4) までの適用を除外する。

(6) 添付書面等の省略（第8条関係）

他の条例等により、住民票の写しなどの書面等であって申請等に際し、添付することが規定されているものについて、市の機関等が添付書面等の情報を入手し、又は参照することができる場合には、当該他の条例等の規定に関わらず、添付を要しない。

(7) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表（第9条関係）

行政手続きのオンライン化の推進に関する状況について、インターネット等により随時公表するものとする。

3 施行期日
公布の日

長門市使用料徴収条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

油谷河原農業研修所多目的ホールにおいて、冷暖房設備を新設することに伴い、新たに冷暖房使用料を定めるため、所要の改正を行うもの

〔施設概要〕

名称 油谷河原農業研修所 多目的ホール
 所在地 長門市油谷河原 1391 番地
 施設面積 143.75 m² (多目的ホール)

2 改正の内容

別表第1 (第2条関係) に以下を新たに加える

名称	室名	区分	冷暖房使用料(円)
油谷河原農業研修所	多目的ホール	1時間につき	200円

3 施行期日

公布の日

長門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

基準省令である家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

保育所等における、満 3 歳以上満 4 歳未満児及び満 4 歳以上児の職員配置の最低基準の改正（第 29 条、第 31 条、第 44 条及び第 47 条関係）

3 施行期日

公布の日

4 その他

本市において家庭的保育事業等を実施する事業者はありません。

長門市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

○地域包括支援センター運営協議会の引用条文の改正

地域包括支援センター運営協議会を定義している介護保険法施行規則第140条の66第1号ロ（2）が同号イに改正されたことに伴う改正。

3 施行期日

公布の日

長門市地域包括支援センターの運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）の改正に伴い、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

○地域包括支援センターの員数配置の基準の改正

地域包括支援センターの基準を規定している介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号の改正に伴い、下記のとおり改正する。

- (1) 地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とする。
- (2) おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとにセンターに配置すべき 3 職種の常勤の職員の員数について、地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、複数のセンター担当区域を 1 区域とし、その区域内での 3 職種を合算して人材のやりくりを可能とする。

3 施行期日

公布の日

4 その他

今回の介護保険法施行規則の改正は、従来の基準の内容を緩和するものですが、本市では既に配置すべき員数の基準を満たしていることから、改正による影響はありません。

和解及び損害賠償の額を定めることについて

1 事故の発生日時

令和6年4月25日（木）午後3時40分頃

2 事故の発生場所

三隅支所（長門市三隅中1473番地）

3 損害賠償の相手方

山口県（山口市滝町1番1）

4 事故の概要

三隅支所敷地内において、草刈機を用いて庁舎周辺の除草作業を行っていたところ、庁舎外壁に山口県が設置している震度計設備の通信ケーブル及び樹脂製電線管を誤って切断し、物的損害を与えたもの

5 相手方の損害の程度

ア 人的損害 無

イ 物的損害 震度計設備破損

6 過失割合

過失割合については、市：相手方＝100：0

7 損害賠償の額

金253,000円

（内訳）修理費用253,000円

山口県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

1 趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の制定等に伴い、山口県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するために、市議会の議決を求めるものである。

2 改正の内容

規約別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

※詳細は、別紙「山口県後期高齢者医療広域連合規約新旧対照表」を参照してください。

3 施行期日

令和 6 年 12 月 2 日

新旧対照表

○山口県後期高齢者医療広域連合規約

新	旧
(処理する事務)	(処理する事務)
第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務うち、別表第 1 に定める事務については、関係市町において行う。	第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務うち、別表第 1 に定める事務については、関係市町において行う。
(1) 被保険者の資格の管理に関する事務	(1) 被保険者の資格の管理に関する事務
(2) 医療給付に関する事務	(2) 医療給付に関する事務
(3) 保険料の賦課に関する事務	(3) 保険料の賦課に関する事務
(4) 保健事業に関する事務	(4) 保健事業に関する事務
(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	(5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務
別表第 1（第 4 条関係）	別表第 1（第 4 条関係）
1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付	1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
2 資格確認書等の引渡し	2 被保険者証及び資格証明書の引渡し
3 資格確認書等の返還の受付	3 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し	4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
5 保険料に関する申請の受付	5 保険料に関する申請の受付
6 上記事務に付随する事務	6 上記事務に付随する事務
<p>附 則</p> <p>この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。</p>	